

2019年3月13日

法務大臣 山下 貴司 殿  
厚生労働大臣 根本 匠 殿

## 要 請 書

北海道アスベスト被害者支援弁護団  
埼玉アスベスト弁護団  
アスベスト訴訟関東弁護団  
静岡アスベスト被害救済弁護団  
アスベスト訴訟関西弁護団  
泉南アスベストの会  
大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団  
岡山アスベスト弁護団  
広島アスベスト被害対策弁護団  
日本エタニットパイプ高松工場石綿被害者国家賠償訴訟原告団  
九州アスベスト被害対策弁護団  
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

私たちは、貴職らに対し、泉南型アスベスト国賠訴訟において、福岡地方裁判所小倉支部が2019年3月12日に生存中の肺がん被害者について慰謝料及び弁護士費用の遅延損害金の起算日を「肺がんの発症が認められた日」とする判決を言い渡したことから、改めて下記のとおり要請します。

### 記

#### 1. 要請の趣旨

- (1) 泉南型アスベスト国賠訴訟を提起した原告のうち、肺がん及び中皮腫を発症し療養中である被害者、治癒と診断された肺がん被害者、肺がん及び中皮腫を発症し業務上認定を受けた後に業務外の疾病や事故により死亡した被害者の遺族（以下「肺がん・中皮腫により療養中の被害者等」という）との和解において、慰謝料及び弁護士費用の遅延損害金の起算点を遅くとも「確定診断日」とすること。
- (2) 上記福岡地方裁判所小倉支部判決を尊重し、同判決に対して控訴しないこと。

#### 2. 要請の理由

- (1) 被告である国は、各地の地方裁判所で係属中の泉南型アスベスト国賠訴訟において、肺がん・中皮腫により療養中の被害者等との和解手続にあたり、遅延損害金の起算点を「労災保険支給決定日」とする和解案を提示しています。

しかし、国の上記和解案は、次のとおり不当なものです。

- (2) 不法行為に基づく損害賠償債務は、なんらの催告を要することなく損害の発生と同時に遅滞に陥ります（最判昭和37年9月4日）。肺がんや中皮腫に罹患した被害者の損害は、肺がんや中皮腫に罹患したときに発生します。肺がんや中皮腫に罹患した事実は、管理区分決定がなければ認め難いとされる石綿肺（じん肺）とは異なり、通常は医療機関の行う病理組織検査等により確定的に認めることができます。したがって、肺がんや中皮腫の罹患による損害の発生日は、遅くとも「(肺がんや中皮腫の) 確定診断日」となります。

上記和解手続の前提となる泉南アスベスト国賠第2陣訴訟・大阪高判平成25年12月25日も、肺がん罹患した被害者の遅延損害金の起算日について「肺がんの確定診断日」と判示しています（最高裁で確定）。

その後も、アスベスト国賠事件における判決（大阪高判平成30年9月20日）が「生存する者については石綿関連疾患の診断日（そうでなければ診断日）又はじん肺管理区分決定日とするのが…相当である」と判示し、生存する肺がん被害者にかかる遅延損害金の起算日を「肺がんの確定診断日」と判断しています。

- (3) 私たちは、2017（平成29）年12月18日、厚生労働大臣に対し、泉南型アスベスト国賠訴訟を提起した原告のうち、肺がん・中皮腫により療養中の被害者等との和解手続において、慰謝料及び弁護士費用の遅延損害金の起算点を「確定診断日」とすることを緊急に要請しました。

ところが、国は態度を改めることなく、現在にいたるもなお「労災保険支給決定日」をもって遅延損害金の起算点とする和解案を提示しつづけています。

その結果、健康不安を抱える被害者らは、やむなく国の提示する和解案の内容で和解を受諾せざるをえない状況に追い込まれています。

- (4) 本年3月12日に言い渡された福岡地方裁判所小倉支部判決は、生存する肺がん被害者について、遅延損害金の起算日を「肺がんの確定診断日」よりも早い「肺がんの発症が認められる日」と判示しました。国の提示する和解案が誤っていることを明確に示したものとと言えます。

他方で、上記判決の原告を含め、肺がんや中皮腫で療養している被害者は、治療に伴う精神的・肉体的負担や再発のリスク等におびえながら、これまで国賠訴訟を進行してきました。控訴審や上告審を闘う時間は残されていません。

- (5) そこで、私たちは、国に対し、肺がん・中皮腫により療養中の被害者等との和解にあたっては、遅くとも「確定診断日」を遅延損害金の起算点とする和解案を提示することを改めて要請するとともに、上記司法判断を尊重し、福岡地方裁判所小倉支部判決に対して控訴しないことを強く要請します。

以上